30.01		［略］			30.01		［同左］		
30.02		人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品			30.02		人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品		
		―免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）				3002.10	000 ―免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）		ＫＧ
3002.11	000	――マラリア診断試験キット	ＫＧ						
3002.12	000	――免疫血清その他の血液分画物	ＫＧ						
3002.13	000	――免疫産品（混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）	ＫＧ						
3002.14	000	――免疫産品（混合したもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）	ＫＧ						
3002.15	000	――免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。）	ＫＧ						
3002.19	000	――その他のもの	ＫＧ						
3002.20 ～ 3002.90		［略］			3002.20 ～ 3002.90		［同左］		
30.03		医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）			30.03		医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）		
3003.10		［略］			3003.10		［同左］		
3003.20	000	―その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）	ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）		3003.20	000	―その他の抗生物質を含有するもの		ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）
		―その他のもの（第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）					―第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）		
3003.31		［略］			3003.31		［同左］		
3003.39		［略］			3003.39		［同左］		
		―その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）			3003.40	000	―アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）		ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）
3003.41	000	――エフェドリン又はその塩を含有するもの	ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）						
3003.42	000	――プソイドエフェドリン（ＩＮＮ）又はその塩を含有するもの	ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）						
3003.43	000	――ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）						
3003.49	000	――その他のもの	ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）						
3003.60	000	―その他のもの（この類の号注２の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）	ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）						
3003.90		［略］			3003.90		［同左］		